

# 申請書提出用チェックシート

※提出するものが揃っているか、☑を入れて確認してください。（減免申請書等に不備がある場合は、申請を受け付けることができない場合がありますので、必ず確認をお願いします。）

※減免申請書・事業収入等申告書（死亡・重篤な傷病の場合を除く）・チェックシート・下記の添付書類（郵送の場合は写し）を提出してください。

◎ 必要書類（共通）		
<input type="checkbox"/>	甲府市国民健康保険料減免申請書（新型コロナウイルス感染症によるもの）	
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免に伴う事業収入等申告書（死亡・重篤な傷病の場合を除く）	
<input type="checkbox"/>	申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、パスポート等）	
<input type="checkbox"/>	印鑑（朱肉を使用するもの）	
◎ 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症で死亡したとき		
<input type="checkbox"/>	死亡診断書、または死亡診断書に準じる医師による証明書のコピー	
◎ 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症で重篤な傷病を負ったとき		
<input type="checkbox"/>	医師による診断書のコピー	
◎ 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルスの影響により事業収入等が減少したとき		
令和2年の収入・所得が分かる書類のコピー		
<input type="checkbox"/>	↳確定申告が済んでいる方は添付の必要はありませんが、確定申告書等に記載されている金額を確認して転記してください ↳令和3年1月2日以降に甲府市に転入した方など他市で申告した方は添付の必要があります	
・ 事業収入	収入額	「確定申告書Bの第一表」の「⑦営業等」「④農業」の合計額
	所得額	「確定申告書Bの第一表」の「①営業等」「②農業」の合計額
・ 不動産収入	収入額	「確定申告書Bの第一表」の「⑨不動産」の金額
	所得額	「確定申告書Bの第一表」の「③不動産」の金額
・ 山林収入	収入額	「確定申告書（分離課税分）の第三表」の「⑦」の金額
	所得額	「確定申告書（分離課税分）の第三表」の「68」の金額
・ 給与収入	収入額	「確定申告書B第一表」「源泉徴収票」「給与明細」から記載
	所得額	「確定申告書B第一表」「源泉徴収票」「給与明細」から記載
<input type="checkbox"/>	令和3年の収入状況が分かる書類のコピー	
・ 事業収入	帳簿類（売上台帳・収支明細表・現金出納簿など）	
・ 不動産収入	家賃等収入が分かる帳簿類など	
・ 山林収入	売却価格等の収入が分かる帳簿類など	
・ 給与収入	給与明細書など	
◎ 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で廃業したとき		
<input type="checkbox"/>	上記、事業収入等が減少したときに記載の令和2年と令和3年の収入状況のわかるもののコピー	
<input type="checkbox"/>	廃業届、店頭の廃業告知チラシの写真、ホームページ上の告知文などのコピー	
◎ 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で失業したとき		
<input type="checkbox"/>	上記、事業収入等が減少したときに記載の令和2年と令和3年の収入状況のわかるもののコピー	
<input type="checkbox"/>	離職票、退職証明書、雇用保険受給者証などのコピー	

## 【注 意】

- ※ 非自発的失業に伴い保険料が軽減されている方は、この減免の対象とならない場合があります。
- ※ 審査の結果は申請から1～2ヶ月ほどで承認決定通知書もしくは不承認決定通知書にて通知いたします。
- ※ 減免が承認された場合は、承認後の最初の納期もしくは翌月納期から保険料額の調整がされるため、保険料額の変更通知書が届くまでは当初に送りました納付書どおりにお支払いください。（保険料額の変更が間に合わない場合でも、当初の納期限経過後に未納がある場合は督促状が送付されますのでご了承ください。）
- ※ 納付済みの保険料が減免された場合は還付となります。
- ※ 減免後保険料の試算はできませんのでご了承ください。